

鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

1 家庭的保育事業等（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）の概要

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法に基づく市の認可事業（地域型保育事業）として新たに位置づけられたものです。これに伴い、鎌ヶ谷市においても家庭的保育事業等に係る設備及び運営に関する基準を定めることとなります。

子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、その定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分されます。

①家庭的保育事業

保育をする者の居宅等の家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行うもの

②小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、施設等を利用してきめ細かな保育を行うもの

③居宅訪問型保育事業

障がい、疾患などで個別のケアが必要な場合など、保育をする者が保護者の自宅で1対1で保育を行うもの

④事業所内保育事業

会社の事業所、病院の保育施設などで、従業員の子どものほかに地域の子ども保育する定員枠を設けて一緒に保育するもの

2 「鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」の概要

（1）基本的な考え方

本市の条例（案）は、設備及び運営に関する最低基準であり、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するもので、この最

低基準を向上するよう努めるものとします。

なお、規定する内容は、児童福祉法第34条の16第1項及び第2項に規定する厚生労働省令で定める基準（国の基準）と異なる内容を定める特別な理由がないことから、原則国の基準と同様に策定しています。

ただし、20人以上の事業所内保育事業の設備基準に関しては、国の基準では乳児室の面積を幼児1人につき1.65㎡以上と定めていますが、千葉県が定めている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を参考に、20人以上の事業所内保育事業所を保育所に準ずる施設として、乳児室の面積を幼児1人につき3.3㎡以上としています。

（2）条例（案）の概要 別添資料のとおり

条例（案）の概要は、主な項目を抜粋した資料となります。詳細な内容は、4の国の基準（厚生労働省令）をご覧ください。

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日

4 国の基準（厚生労働省令） 別添のとおり